

糸魚川市ガス上下水道事業の官民連携に向けた意見聴取 実施要領

令和6年10月
新潟県糸魚川市

1 目的

糸魚川市（以下、「本市」という。）では、今後も安定的にガス上下水道事業の運営を継続していくため、今後の官民連携に向けた基本方針を定めました。

官民連携事業を導入するにあたり、民間事業者様から本事業への参画をご検討いただきたいことから、各事業における各種資料の貸与及び意見聴取を行います。

2 調査概要

(1) 基本方針

新たに「官民共同出資会社」を設立し、同社にガス事業は「事業譲渡」、上下水道事業は「包括委託（維持管理・更新一体型）」とすることで、ガス上下水道事業の一体的な運営と技術継承をしていく。

※基本方針は、市ホームページにて公開中です。

(<https://www.city.itoigawa.lg.jp/9654.htm>)

(2) 対象者

本事業の趣旨を踏まえ、事業者として参入を検討する意向を有しており、かつ、以下のア～ウのいずれかに合致する法人または法人グループ。

ア 上下水道事業に関する包括委託等(PPP/PFI)の受託実績がある者

イ 一般ガス導管事業の許可を受けている者（若しくは同等の保安体制を構築できる者）

ウ その他、インフラ事業（鉄道、道路、電力、通信等）の許認可を受けており、本件事業への参画に必要な実施体制を有している者

※ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象者になりません。

エ 地方自治法施行令（昭和22年施行令第16号）第167条の4の規定に該当する者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律172号）並びに民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続中に該当する者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号までの規定に該当する者

(3) 貸与資料の詳細

資料1「貸与資料一覧」のとおり

※この他に貸与を希望する資料がございましたら、3手続き（3）追加資料の貸与に記載とおり手続きをお願いいたします。

(4) 調査の詳細

資料貸与後、資料開示の実施対象者に対して、調査票を送付する予定です。ガス・上下水道事業の官民連携事業について、ご回答いただける範囲で、ご意見、ご提案をお聞かせください。

- ・官民共同出資会社に関する事項
- ・事業譲渡、包括委託に関する事業内容
- ・ガス事業譲渡に関する遵守事項
- ・上下水道に関する業務内容（要求水準） など

【備考】

- ・今回の意見聴取が、今後実施する事業者の公募及び審査において、優位性を持つものではありません。また、回答された内容が法的拘束力を持つことはありません。

3 手続き

(1) 関心表明書及び誓約書の提出

参加要件を満たし、資料貸与を希望する意思のある者は、次のとおり関心表明書、誓約書を提出してください。

- | | | |
|---|------|--|
| ア | 提出期限 | 令和6年11月1日（金）午後5時まで |
| イ | 提出書類 | ・関心表明書（様式第1号） 1部
・誓約書（様式第2号） 1部 |
| ウ | 提出方法 | 持参または郵送（持参による受付時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時までとします。） |
| エ | 留意事項 | 提出前、事前に電子メールにて関心表明書、誓約書を送付してください。 |

(2) 資料貸与の方法

調査票及び参考資料は、11月1日から順次提供を行います。

なお、送付は電子メールを予定しています。

(3) 追加資料の貸与

資料1「貸与資料一覧」のほかに追加で資料の貸与を希望される場合、次のとおり資料貸与希望調査票を提出してください。

- | | | |
|---|------|---|
| ア | 提出期限 | 令和6年11月8日（金）まで |
| イ | 提出書類 | ・資料貸与希望調査票（様式第3号） |
| ウ | 提出方法 | 電子メールにて送付してください。 |
| エ | 留意事項 | 資料貸与希望調査票を受理した日から14日程度で送付します。
ただし、希望される内容によっては貸与ができないものや、貸与までお時間を頂くものがございます。 |

4 実施スケジュール

項目	日程
実施要領の公表	令和6年10月23日(水)
関心表明書(様式第1号)及び誓約書(様式第2号)の受付期限	令和6年10月23日(水)から 令和6年11月1日(金)午後5時まで
参考資料の貸与	令和6年11月1日から順次提供
参考資料の貸与(追加分)	令和6年11月8日(金)まで 資料貸与希望調査票を受理した日から14日 程度で送付します。 ※希望される内容によっては、貸与ができないものや、貸与までお時間を頂くものがございます。
調査票の送付・回答期間	令和6年11月上旬から実施予定 ※回答期限等は別途お知らせいたします。

5 その他

- (1) 本調査に要する経費は、すべて事業者様のご負担とします。
- (2) 必要に応じて、事業者様へヒアリング(文書による照会を含む)を実施する場合がありますので、ご協力をお願いします。
- (3) 本市において、提出書類等を事業の諸条件の検討以外の目的で使用することはありません。
- (4) 提出書類は返却しません。
- (5) 本市が事業者様に貸与する参考資料に含まれる情報は、いずれも本市の業務上重要な情報であるため、意見聴取の参加に係る検討以外の目的で使用すること及び本調査で知り得た情報を許可なく第三者に伝えることを禁止します。
- (6) 本調査について、本市はEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社に業務を委託しており、問合対応等は同社を含めて行います。

6 問合先及び書類提出先

糸魚川市ガス水道局 経営係 担当：小熊・横川
〒941-0056 新潟県糸魚川市一の宮1丁目3番5号
TEL：025-552-1540 FAX：025-552-0550
Mail：gas@city.itoigawa.lg.jp

(業務委託先)

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社 担当：下平・山本
〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-1-2 日比谷タワー
TEL：070-2269-1686 (下平)
Mail：itoigawa.ey.member@jp.ey.com